

12/4
皇民新聞

大飯、高浜4基再稼働差し止め 週内にも仮処分申請

県内住民ら

関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）と大飯3、4号機（おおい町）の再稼働差し止めを求め、福井県の住民らが週内にも福井地裁に仮処分を申し立てることが三日、関係者への取材で分かった。高浜原発3、4号機は再稼働に向けた新規制基準の適合審査で川内原発（鹿児島県薩摩川内市）に次ぐ二番手に位置し、最終局面を迎えつつある。

大飯原発については、福井県の住民らが起こした訴訟で、五月に福井地裁が再稼働を認めない判決を言い渡し、名古屋高裁金沢支部で控訴審が行われている。

原告団の関係者は「最高裁判決まで待つのは時間がかかる。まずは原発を止めることが大事」と、再稼働差し止めの仮処分申し立ての意義を話している。

今回の申し立てには、差し止め訴訟の原告団に加

え、京都府や大阪府の住民らも参加する。弁護団には、二〇〇六年に金沢地裁で北陸電力志賀原発2号機（石川県志賀町）の運転差し止めを言い渡した元裁判官の井戸謙一弁護士（六〇）も加わる予定になっている。

大飯、高浜原発をめぐっては、滋賀県の住民らが再稼働差し止めを求めた仮処分の申し立てで、大津地裁が十一月二十七日、「規制委が早急に再稼働を容認するとは考えがたい」として却下している。

申し立てに参加する男性弁護士は「大津地裁の判断は、到底納得できない。原発が立地する福井県民が福井地裁に仮処分を申し立てする意義は大きい」と話し「原発が停止しているうちに、再稼働差し止めを決定させたい」と述べた。